行政処分等の発出基準

- 1 細部取扱い表1の車両諸元の程度は表1によるものとする。
- 2 細部取扱い第3条の2の規定により、警告書を発出する基準は表2によるものとする。
- 3 細部取扱い第4条の1 (1) の規定により、是正指導を行う基準は表3によるものとする。
- 4 細部取扱い第4条の2(3)の規定により、公表を行う基準は表3によるものとする。

附則

この基準は、平成26年4月1日から施行する。

表1 車両諸元の程度と措置内容

	制限値	許可有無	<u> </u>	措置命令 (徐行等)	措置命令 (軽減・通行中止)
幅	2.5m	無許可車両	2.5m 超過		
		許可車両	許可幅超過		
高さ	3.8m ※高さ指定道路外	無許可車両	_	3.8m 超過	
		許可車両	許可高さ超過 4.1m以下	4.1m 超過	
	4.1m ※高さ指定道路	無許可車両		4.1m 超過	
		許可車両	許可高さ超過 4.1m以下	4.1m 超過	
長さ	12m	無許可車両	12m 超過		
		許可車両	許可長さ超過		

表2 自動計測装置の計測結果に基づく警告書発出基準

警告(1回目)	軸重 20t 以下	過去1年以内に2回以上の違法通行を確認	
警告 (2回目)	軸重 20t 以下	前回の軸重 20t 未満による警告書発出以降で、 過去1年以内に2回以上の違法通行を確認	
公子数什 (1 DD)	軸重 20t 超過	1 回以上の違法通行を確認(過去 1 年以内に 1 回目の警告書を発出した場合を含む)	
厳重警告(1回目)	軸重 20t 以下	前回の警告書(2回目)発出以降で、過去1年 以内に2回以上の違法通行を確認	
厳重警告(2回目)	軸重 20t 超過	前回の警告書(2回目)又は厳重警告書(1回目) 発出以降で、過去1年以内に1回以上の違法通 行を確認	
	軸重 20t 以下	前回の厳重警告書(1回目)発出以降で、過去 1年以内に2回以上の違法通行を確認	
公壬散 什(9 □□□□□□□	軸重 20t 超過	前回の厳重警告書発出以降で、過去 1 年以内に 1 回以上の違法通行を確認	
厳重警告(3回目以降)	軸重 20t 以下	前回の厳重警告書発出以降で、過去 1 年以内に 2 回以上の違法通行を確認	

- 注1) 1回目の警告書発出は、当該違法通行日から過去1年以内に警告書又は厳重警告書 が発出されていない場合に行うもの。
- 注2) 2回目以降の警告書等の発出は、当該違法通行日から過去1年以内に警告書又は厳 重警告書が発出されている場合に行うもの。

表 3 行政指導·公表基準

種別		① 常時取締り	② 計画取締り		
是正指導	1回目	2回目の厳重警告を受けた者	2回目の警告を受けた者		
	2回目	3回目の厳重警告を受けた者 ※以降、厳重警告1回毎に是正指導	3回目の警告を受けた者		
公表	(ア)	右記による是正指導を累積で2回受けた者		2	
	(1)	右記による是正指導を累積で4回受け	①② 但し、(ア)の 場合を除く		
	(ア)(イ)において、直近の警告を受けた日から1年を経過する日をもって、累計回数は消滅する。				

- (凡例)①その使用している特殊車両を法第47条第2項の規定に、又は法第47条の2第1項の規定により道路管理者が付した条件に繰り返し違反して通行させたことを確認された者に対する繰り返しての厳重警告。
 - ②法第47条第2項の規定に違反し、若しくは法第47条の2第1項の規定により道路管理者が付した条件に違反して特殊車両を通行させた者に対する措置命令又は法第43条の2の規定による命令(通行の中止、総重量の軽減)を行い、後日運行管理者等に対する警告。